

## 蓮田市設計委託契約約款

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、契約書記載の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、図面、設計書及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。)に従いこれを履行しなければならない。

(工程表)

第2条 乙は、甲の指定する日までに設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(業務の調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

5 甲が契約の保証をあらかじめ免除とした場合及び蓮田市契約規則(平成29年蓮田市規則第27号)第28条第3号の規定により契約保証金の全部を納付させない場合には、この条の規定は、適用しない。

(下請負等)

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部を一括して又は主体部分を第三者に委任し、

又は請負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、業務の履行につき著しく不相当と認められる受任者又は下請負人があるときは、乙に対してその変更を請求することができる。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

(設計責任者及び設計者)

第10条 乙は、設計責任者及び設計者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。設計責任者又は設計者を変更したときも、同様とする。

2 設計責任者は、この契約の履行に関し、指揮監督しなければならない。

3 設計者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 設計責任者及び設計者は、これを兼ねることができる。

(設計責任者等に対する異議)

第11条 甲又は監督職員は、設計責任者、設計者、使用人又は労務者について、業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示して、その変更を求めることができる

(貸与品及び支給材料)

第12条 甲から乙への貸与品及び支給材料の品名、数量、品質及び規格又は性能は設計図書で、引渡場所及び引渡時期は甲乙協議して定めるところによる。

2 監督職員は、貸与品又は支給材料を、乙の立会のもとに検査して引渡しするものとし、乙は、引渡しを受けたときは、遅滞なく、甲又は甲の指定する職員に借用書又は領収書を提出しなければならない。

3 乙は、前項の引渡しの場合において、その品質、規格または性能が仕様に適合しないと認めるときは、その旨を監督職員に通知しなければならない。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対してその旨を明らかにした書面により当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第13条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 甲の都合により貸与品又は支給材料の品名、数量、品質、規格、性能及び引渡場所について、変更するときは、第13条第1項後段及び同条第2項の規定を準用する。

6 使用済の貸与品又は業務の完了、業務内容の変更若しくは契約解除に際して不用となった支給材料があるときは、乙は、直ちに、設計図書で定めるところにより甲に返還しなければならない

ない。

7 乙は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 乙の故意又は過失により貸与品又は支給材料が滅失もしくは破損し、又はその返還が不可能になったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

9 乙は、支給材料の使用法又は残材料の措置が設計図書に明示されていないときには、監督職員の指示に従わなければならない。

(業務内容の変更、中止)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し又は業務の履行を一時中止させることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第14条 乙は、その責に帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰する事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第15条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは委託金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

第16条 乙は、業務が完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会のうえ業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 乙は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託金の支払)

第17条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により委託金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金を支

払わなければならない。

(部分使用)

第18条 甲は、業務の既済部分について書面による乙の同意を得て、これを使用することができる。この場合において、甲は、その使用部分について保管の責を負わなければならない。

2 前項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害額を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(前金払)

第18条の2 乙は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約書記載の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、委託金額が著しく増額された場合においては、その増額後の委託金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、委託金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4を超えるとときは、乙は、委託金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第20条において同じ。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第18条の3 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、委託金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第18条の4 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(代理受領)

第19条 乙は、甲の承諾を得て委託金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第17条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第19条の2 乙は、甲が第18条の2において準用される第17条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は乙が業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第20条 乙の責に帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると甲が認めたときは、甲は、乙に違約金を科して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

3 甲の責に帰すべき理由により、第17条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、甲は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第21条 削除

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第23条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第24条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定により業務の内容を変更したため委託金額が2/3以上減少したとき。
- (2) 第13条第1項の規定による業務の中止の期間が履行期間の5/10（履行期間の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（解除に伴う措置）

第25条 契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第12条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第12条の規定による支給材料があるときは、業務の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 業務用地等に、その所有に属する業務材料、器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品または支給材料のうち甲に返還しないものを含む）があるときは、これを搬出すると共に業務用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、乙が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は業務用地等を原状に復さないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、その他業務用地等を原状に復することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項から第4項までに規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第22条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第23条の規定による甲の解除権の行使であるとき又は前条の規定による乙の解除権の行使であるときは甲乙協議して定める。

（秘密の保持等）

第26条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（定めのない事項等）

第27条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

「改正」平成14年4月1日

平成18年7月1日

平成22年4月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

平成29年4月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

令和7年4月1日

令和8年4月1日